

## VTT 新就労ビザの申請手続・取得と費用

No	入国前手続き内容	1～3 ヶ月	4～12 ヶ月
1	RPTKA (外国人就労認可計画書)	○	○
2	TA-01 (赴任者用のビザ発行の前提となる労働省の推薦状)	○	○
3	VTT (VBS, TELEX VISA: 本国より一時滞在許可ビザ)	○	○
*	DPKK(就労基金納付)申請者 1 名当たり・1 ヶ月に付き 100 ドル(US)		
*	インドネシア大使館にて TELEX VISA と必要書類でビザ申請をします。		
入国後手続き内容			
4	KITAS/POA (一時滞在許可)	○	○
5	IMTA (就労許可証)	○	○
6	MERP (再入国許可申請)	○	○
7	SKSKP (外国人家族登録書)		○
8	SKLD(警察認可)		○
9	LAPORAN KEBERADAAN (外国人登録済届出書)		○
10	WAJIB LAPOR UU. NO. 7 (雇用報告書)	○	
現地手続・取得費用 (税金は含まれません)		¥119,000	¥149,000

\* 上記料金は現地スポンサー企業がジャカルタの場合です。就労地が別地域の場合は詳細をお知らせ頂きます。お見積書をさせていただきます。

\* ご用意いただきましたら、現地スポンサーの担当者と連絡を取り、許可に必要な書類を揃え移民局へ申請手続きをします。

\* 就労期間が3ヶ月まではEPO KITAS(KITASの返納手続)は空港の入国管理局でご自身での手続きとなりますのでご注意ください。

\* 2014年10月から全ての就労ビザ取得者に対し、MERP(数次出入国許可の取得)が義務になりました。

\* 上記費用には日本でのインドネシア大使館のビザ申請・取得費用は含まれておりません。

\* 申請者の要件が適合しない場合で申請可能の場合は、追加料金が必要となりますのでご注意ください。

\* お急ぎの場合は、早期の取得対応も可能ですのでご相談ください。

\* 入国後に入国管理局へスタッフが同行して手続きを行い、その他手続きも弊社にて行います。

## VTT就労ビザ 申請・取得に必要な書類

### 現地スポンサー企業側が用意する必要書類

\*申請前に現地スポンサー企業の「外国人雇用枠」で申請が可能であるかを、ご確認お願いします。

1. (SIUP) 会社営業許可証のコピー
2. (AKTA) 会社定款と登記簿謄本のコピー
3. (TDP) 会社登記証明書の原本とコピー
4. (NPWP) 会社納税番号のコピー
5. (ORGANIZATIONAL CHART OF COMPANY) 会社組織図のコピー
6. (UU No. 7/1981(Government Act) 会社義務誓約書のコピー
7. (TKA) 外国人就労許可証のコピー
8. (KTP, KITAS) 会社取締役の身分証明書・外国人の場合は労働者雇用許可のコピー
9. (EMPLOYEE CONTRACT) 雇用契約書のコピー
10. (SPONSOR LETTER) スポンサーレター（代表者の署名と会社印が押されているもの）
11. (TA01) 労働移住省推薦状のコピー
12. (RPTKA) 外国人雇用計画書のコピー
13. (DPKK Slip) DPKK 納付書のコピー

### 申請者本人が用意する必要書類

1. 申請者本人のパスポート（本人データ面・査証データ欄全ページ）のカラーコピー
2. 申請者本人の英文履歴書
3. 申請者本人の会社の英文職務経歴書
4. 申請者本人卒業証明書のコピー（英文訳添付・専門学校以上、1年間の場合は大学卒業以上）
5. 申請者本人証明写真(カラー) 4cm×3cm=1枚(背景を赤・襟付き着用で撮影)

\*VTT（本国滞在許可証・TELEX VISA)取得後、インドネシア大使館にてビザの申請・取得となります。